

空知信用金庫 2025 資料編
そらちしんきんレポート
SORACHI SHINKIN BANK

100年の感謝とともに
新たな歴史を皆さまと



空知信用金庫は
創立100年を
迎えました。



contents

- 1 財務諸表
- 6 経営の状況
- 13 役職員の報酬体系について
- 14 連結財務諸表
- 17 自己資本の充実の状況
- 34 リスク管理方針 他
- 35 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要
- 36 顧客保護等管理方針 他
- 37 利益相反管理方針 他
- 38 共済募集指針
- 39 開示項目さくいん



■第100期(令和7年3月31日現在) 貸借対照表

(資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現 金	3,884	4,509	4,533
預 け 金	68,841	79,309	82,661
買 入 金 銭 債 権	482	208	1,249
有 価 証 券	113,732	108,217	103,517
国 債	16,642	13,224	13,158
地 方 債	37,079	36,050	32,912
社 債	35,830	35,715	35,822
株 式	389	531	392
そ の 他 の 証 券	23,789	22,695	21,231
貸 出 金	147,343	145,696	146,836
割 引 手 形	554	566	313
手 形 貸 付	8,674	8,986	8,557
証 書 貸 付	132,163	131,084	131,911
当 座 貸 越	5,950	5,058	6,054
そ の 他 資 産	2,045	2,528	2,531
未 決 済 為 替 貸	102	90	69
信 金 中 金 出 資 金	1,469	1,929	1,929
前 払 費 用	14	15	15
未 収 収 益	283	321	347
そ の 他 の 資 産	175	171	170
有 形 固 定 資 産	3,372	3,423	3,299
建 物	1,317	1,299	1,256
土 地	1,758	1,758	1,758
その他の有形固定資産	296	365	283
無 形 固 定 資 産	43	30	70
ソ フ ト ウ ェ ア	35	22	62
その他の無形固定資産	8	8	8
前 払 年 金 費 用	81	77	87
繰 延 税 金 資 産	1,221	1,388	2,437
債 務 保 証 見 返	580	479	411
貸 倒 引 当 金	△ 675	△ 621	△ 425
(うち個別貸倒引当金)	(△ 524)	(△ 501)	(△ 318)
資 産 の 部 合 計	340,954	345,248	347,211

(負債の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預 金 積 金	319,803	324,136	327,858
当 座 預 金	6,250	6,527	6,800
普 通 預 金	171,430	178,387	183,592
貯 蓄 預 金	1,608	1,650	1,599
通 知 預 金	3,763	2,981	905
定 期 預 金	128,213	126,671	127,031
定 期 積 金	7,212	6,343	5,477
そ の 他 の 預 金	1,324	1,575	2,450
そ の 他 負 債	710	730	983
未 決 済 為 替 借	63	139	142
未 払 費 用	225	245	374
給 付 補 填 備 金	1	1	0
未 払 法 人 税 等	153	75	138
前 受 収 益	64	64	72
払 戻 未 済 金	12	18	16
払 戻 未 済 持 分	0	0	2
職 員 預 り 金	121	107	101
資 産 除 去 債 務	12	43	43
そ の 他 の 負 債	54	35	90
役 員 賞 与 引 当 金	9	8	13
退 職 給 付 引 当 金	147	148	150
役員退職慰労引当金	158	166	184
睡眠預金払戻損失引当金	8	6	4
偶 発 損 失 引 当 金	46	59	80
債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0	0
債 務 保 証	580	479	411
負 債 の 部 合 計	321,465	325,736	329,686

(純資産の部)

(単位: 百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出 資 金	773	755	741
普 通 出 資 金	773	755	741
利 益 剰 余 金	21,172	21,663	22,242
利 益 準 備 金	782	773	755
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,389	20,890	21,486
特 別 積 立 金	19,800	20,350	20,850
当 期 未 処 分 剰 余 金	589	540	636
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 0	△ 1
会 員 勘 定 合 計	21,944	22,419	22,982
その他有価証券評価差額金	△ 2,455	△ 2,907	△ 5,456
評価・換算差額等合計	△ 2,455	△ 2,907	△ 5,456
純 資 産 の 部 合 計	19,488	19,511	17,525
負債及び純資産の部合計	340,954	345,248	347,211



財務諸表

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～27年
- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- ソフトウェアファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は351百万円であります。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込み額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	発生年度に費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理

当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)
 - 補足説明上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金34百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 繰上預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に際して発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	425百万円
-------	--------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産	3,299百万円
--------	----------

有形固定資産は、収支予想に基づき資産グループ毎の将来収支を見積もって減損の要否を判定しております。当該見積りは、将来の経済情勢や収支環境等に影響を受ける可能性があり、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表における有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- 子会社等の株式総額
- 子会社等に対する金銭債権総額
- 有形固定資産の減価償却累計額

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、[その他資産]中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	397百万円
危険債権額	3,831百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	242百万円
合計額	4,471百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に準った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は313百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券 299百万円
担保資産に対応する債務	預金 55百万円

上記のほか、為替決済および当座借越の取引の担保として、有価証券2,959百万円及び預け金25,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金14百万円及び保証金135百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は840百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 11,842円57銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し、運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM会議または常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって、金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程及び要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議または常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM会議または常務会及び理事会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された運用方針に基づき、有価証券等取引規程等に従い行われております。
総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は、ALM会議または常務会及び理事会において定期的に報告されております。
 - デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する担当をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaRにより月次で観測し、取得したリスク量をリスク管理の定量的分析として利用しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間3年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で4,129百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については(注1)参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	82,661	79,135	△ 3,525
(2) 買入金銭債権	1,249	1,239	△ 10
(3) 有価証券	103,419	103,164	△ 255
満期保有目的の債券	5,635	5,379	△ 255
その他有価証券	97,784	97,784	—
(4) 貸出金(※1)	146,836	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 425	—	—
	146,410	137,158	△ 9,252
金融資産計	333,741	320,698	△ 13,043
預金積金	327,858	327,826	△ 31
金融負債計	327,858	327,826	△ 31

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

受託金融機関が算出した価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、利子率、残存償還期間、発行体の信用力等による理論価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から29.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額

② ①以外の債権について、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	10
非上場株式(※1)	68
信金中金出資金(※1)	1,929
組合出資金(※2)	19
合 計	2,026

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	2,800	43,200	23,500	4,300
有価証券(※1)	15,178	25,986	36,759	23,570
貸出金(※2)	24,843	47,470	27,951	35,512
合 計	42,822	116,657	88,210	63,382

(※1) 預け金及び有価証券は、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	84,705	46,858	6	—
合 計	84,705	46,858	6	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金、期間の定めがないものは含めておりません。

28.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他(債券)」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他 (債 券)	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	5,635	5,379	△ 255
	国 債	—	—	—
	地 方 債	5,315	5,068	△ 246
	社 債	119	115	△ 4
	そ の 他 (債 券)	200	195	△ 4
	そ の 他	—	—	—
	小 計	5,635	5,379	△ 255
合 計		5,635	5,379	△ 255

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	252	166	85
	債 券	2,833	2,832	0
	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,600	1,599	0
	社 債	1,033	1,032	0
	そ の 他 (債 券)	200	200	0
	そ の 他	2,083	1,987	95
	小 計	5,169	4,987	181
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	61	66	△ 5
	債 券	80,214	86,531	△ 6,316
	国 債	13,158	15,432	△ 2,273
	地 方 債	25,996	27,719	△ 1,722
	社 債	34,669	36,273	△ 1,603
	そ の 他 (債 券)	6,389	7,106	△ 716
	そ の 他	12,339	13,817	△ 1,478
	小 計	92,615	100,415	△ 7,800
合 計		97,784	105,402	△ 7,618

29.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	327	79	19
債 券	92	—	7
国 債	92	—	7
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他 (債 券)	—	—	—
そ の 他	546	18	82
合 計	966	98	108

30.当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,178百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,674百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	171百万円
退職給付引当金	42
減価償却超過額	28
有価証券評価損	1
その他有価証券評価差額金	2,162
その他	179
繰延税金資産小計	2,585
評価性引当額	△ 119
繰延税金資産合計	2,466
繰延税金負債	
前払年金費用	24
その他	3
繰延税金負債合計	28
繰延税金資産の純額	2,437

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は58百万円増加し、法人税等調整額は4百万円減少しております。

32. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は10百万円であります。

■第100期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,873,534	3,783,439	4,238,459
資 金 運 用 収 益	3,208,266	3,225,575	3,535,461
貸 出 金 利 息	2,130,520	2,157,120	2,288,392
預 け 金 利 息	158,304	261,972	400,412
有価証券利息配当金	879,741	767,934	803,962
その他の受入利息	39,700	38,548	42,694
役 務 取 引 等 収 益	414,717	416,548	458,239
受入為替手数料	131,369	128,663	132,386
その他の役務収益	283,348	287,885	325,852
そ の 他 業 務 収 益	109,794	45,019	23,697
国債等債券売却益	96,643	28,910	12,485
金融商品派生収益	—	—	2,650
その他の業務収益	13,151	16,109	8,562
そ の 他 経 常 収 益	140,756	96,295	221,061
貸倒引当金戻入益	52,736	36,265	89,788
償却債権取立益	22,144	6,195	11,172
株 式 等 売 却 益	48,402	51,333	86,192
その他の経常収益	17,473	2,500	33,907
経 常 費 用	3,083,541	3,119,261	3,435,554
資 金 調 達 費 用	20,271	18,779	218,640
預 金 利 息	18,623	17,402	217,420
給付補填備金繰入額	1,020	797	695
その他の支払利息	627	578	524
役 務 取 引 等 費 用	270,482	290,360	309,094
支 払 為 替 手 数 料	35,252	35,684	39,697
その他の役務費用	235,229	254,675	269,397
そ の 他 業 務 費 用	272,601	224,048	164,831
国債等債券売却損	100,797	102,113	80,890
国債等債券償還損	170,073	120,468	81,793
その他の業務費用	1,730	1,466	2,147
経 費	2,422,956	2,499,238	2,530,566
人 件 費	1,471,194	1,486,970	1,478,446
物 件 費	848,241	908,743	942,681
税 金	103,520	103,524	109,439
そ の 他 経 常 費 用	97,230	86,834	212,421
貸 出 金 償 却	48,376	2,993	15,593
株 式 等 売 却 損	25,045	4,816	27,575
その他の資産償却	657	657	502
その他の経常費用	23,140	78,367	168,750

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額は9,005千円であります。
- 出資1口当たり当期純利益額は407円37銭であります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、456,887千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

(次ページへ続く)

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 利 益	789,993	664,177	802,904
特 別 利 益	6,451	－	1,667
固 定 資 産 処 分 益	6,451	－	1,667
特 別 損 失	75	5,675	371
固 定 資 産 処 分 損	75	5,675	371
税 引 前 当 期 純 利 益	796,370	658,502	804,200
法人税、住民税及び事業税	220,251	130,245	195,456
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,429	6,372	259
法 人 税 等 合 計	217,822	136,618	195,715
当 期 純 利 益	578,547	521,884	608,485
繰 越 金（当 期 首 残 高）	11,247	18,892	27,980
当 期 未 処 分 剰 余 金	589,795	540,776	636,465

第100期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	589,795	540,776	636,465
積 立 金 取 崩 額	9,938	17,406	14,581
利益準備金限度超過取崩額	9,938	17,406	14,581
剰 余 金 処 分 額	580,841	530,202	636,978
普通出資に対する配当金	30,841	30,202	36,978
（ 配 当 率 ）	（年4.0%）	（年4.0%）	（年5.0%）
特 別 積 立 金	550,000	500,000	600,000
繰 越 金（当 期 末 残 高）	18,892	27,980	14,067

令和7年6月17日開催の第100期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月18日

空知信用金庫 理事長 熊尾 憲昭



経営の状況

■業務粗利益

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,187,994	3,206,796	3,316,820
資金運用収益	3,208,266	3,225,575	3,535,461
資金調達費用	20,271	18,779	218,640
役務取引等収支	144,234	126,187	149,144
役務取引等収益	414,717	416,548	458,239
役務取引等費用	270,482	290,360	309,094
その他業務収支	△ 162,806	△ 179,028	△ 141,134
その他業務収益	109,794	45,019	23,697
その他業務費用	272,601	224,048	164,831
業務粗利益	3,169,423	3,153,955	3,324,831
業務粗利益率	0.88%	0.90%	0.93%

(注) 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■業務純益

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	683,037	818,422
実質業務純益	683,037	818,422
コア業務純益	876,708	968,621
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	843,461	941,623

(注) 1.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)			利息(千円)			利回り(%)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	358,887	349,940	354,054	3,208,266	3,225,575	3,535,461	0.89	0.92	0.99
うち貸出金	148,320	147,388	147,359	2,130,520	2,157,120	2,288,392	1.43	1.46	1.55
うち預け金	85,933	83,640	89,271	158,304	261,972	400,412	0.18	0.31	0.44
うち有価証券	122,466	117,085	114,652	879,741	767,934	803,962	0.71	0.65	0.70
資金調達勘定	344,529	335,126	339,140	20,271	18,779	218,640	0.00	0.00	0.06
うち預金積金	336,701	335,009	339,033	19,643	18,200	218,115	0.00	0.00	0.06
うち借入金	7,700	—	—	—	—	—	0.00	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	0.89	0.92	0.99
資金調達原価率	0.70	0.74	0.80
総資金利鞘	0.19	0.18	0.19

■利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.21	0.18	0.22
総資産当期純利益率	0.15	0.14	0.16

(注)

総資産経常(当期純)利益率

$$= \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(平残)} - \text{債務保証見返(平残)}} \times 100$$

■受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 69,931	87,240	17,309	38,305	271,580	309,886
うち貸出金	△ 13,267	39,867	26,600	△ 419	131,691	131,272
うち預け金	△ 4,107	107,775	103,668	18,661	119,778	138,440
うち有価証券	△ 37,522	△ 74,284	△ 111,807	△ 15,483	51,511	36,028
支払利息	△ 543	△ 948	△ 1,492	227	199,633	199,861
うち預金積金	△ 98	△ 1,344	△ 1,443	221	199,693	199,915

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて投分しております。

■預金積金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動性預金	190,455	194,418	200,681
うち有利息預金	158,336	161,325	167,403
定期性預金	145,180	139,560	137,266
定期預金	137,637	132,918	131,415
定期積金	7,542	6,641	5,851
その他	1,065	1,029	1,085
計	336,701	335,009	339,033
譲渡性預金	—	—	—
合計	336,701	335,009	339,033

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

3.その他=別段預金+納税準備預金

■定期預金期末残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定期預金	128,213	126,671	127,031
固定金利定期預金	121,929	121,032	122,057
変動金利定期預金	6,284	5,638	4,973

■預金科目別残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当座預金	6,250 (1.9)	6,527 (2.0)	6,800 (2.0)
普通預金	171,430 (53.6)	178,387 (55.0)	183,592 (55.9)
貯蓄預金	1,608 (0.5)	1,650 (0.5)	1,599 (0.4)
通知預金	3,763 (1.1)	2,981 (0.9)	905 (0.2)
別段・納税準備預金	1,324 (0.4)	1,575 (0.4)	2,450 (0.7)
定期預金	128,213 (40.0)	126,671 (39.0)	127,031 (38.7)
定期積金	7,212 (2.2)	6,343 (1.9)	5,477 (1.6)
譲渡性預金	— (—)	— (—)	— (—)
合計	319,803 (100.0)	324,136 (100.0)	327,858 (100.0)
会員預金	97,135 (30.3)	99,077 (30.5)	101,671 (31.0)
会員外預金	222,668 (69.6)	225,059 (69.4)	226,186 (68.9)

(注) () 内は構成比%



経営の状況

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割 引 手 形	579	536	411
手 形 貸 付	8,761	9,138	9,774
証 書 貸 付	133,517	132,612	132,016
当 座 貸 越	5,462	5,100	5,155
合 計	148,320	147,388	147,359

■貸出金残高

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金	145,696	146,836
う ち 変 動 金 利	33,715	41,271
う ち 固 定 金 利	111,980	105,564

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	630	507	507
有 価 証 券	12	12	112
動 産	—	—	—
不 動 産	39,337	39,493	42,035
そ の 他	—	—	—
計	39,980	40,012	42,654
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	67,242	67,232	67,350
保 証	9,138	10,944	12,524
信 用	30,982	27,517	24,307
合 計	147,343	145,707	146,836

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	0	0
そ の 他	—	—
計	0	0
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	0	11
保 証	90	182
信 用	4	217
合 計	94	411

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
設 備 資 金	88,121	60.4	91,736	62.4
運 転 資 金	57,574	39.5	55,099	37.5
合 計	145,696	100.0	146,836	100.0

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)
製 造 業	147	3,514	2.4	136	3,503	2.3
農 業、林 業	209	1,457	1.0	209	1,440	0.9
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	5	135	0.0	4	114	0.0
建 設 業	722	15,617	10.7	753	15,065	10.2
電気・ガス・熱供給・水道業	12	213	0.1	12	299	0.2
情 報 通 信 業	22	429	0.2	24	455	0.3
運 輸 業、郵 便 業	108	3,273	2.2	110	3,140	2.1
卸 売 業、小 売 業	462	9,030	6.1	475	9,828	6.6
金 融 業、保 険 業	22	736	0.5	24	676	0.4
不 動 産 業	910	33,668	23.1	930	35,524	24.1
物 品 賃 貸 業	13	1,636	1.1	14	1,765	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	37	480	0.3	35	504	0.3
宿 泊 業	12	535	0.3	12	564	0.3
飲 食 業	217	1,713	1.1	221	1,614	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	52	407	0.2	56	369	0.2
教 育・学 習 支 援 業	14	105	0.0	13	94	0.0
医 療・福 祉	161	5,497	3.7	160	5,340	3.6
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	421	6,053	4.1	443	6,604	4.4
小 計	3,546	84,506	58.0	3,631	86,906	59.1
地 方 公 共 団 体	7	21,449	14.7	7	18,811	12.8
個 人	6,844	39,740	27.2	6,675	41,118	28.0
合 計	10,397	145,696	100.0	10,313	146,836	100.0

※業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
消 費 者 ロ ー ン	5,782	14.9	5,866	14.6
住 宅 ロ ー ン	33,107	85.1	34,408	85.4
合 計	38,889	100.0	40,274	100.0

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	年 度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	150	119	—	150	119
	令和6年度	119	106	—	119	106
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	524	501	17	506	501
	令和6年度	501	318	106	395	318
合 計	令和5年度	675	621	17	657	621
	令和6年度	621	425	106	515	425

■貸出金償却

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却	2,993	15,593

■ 預貸率

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
貸 出 金 (A)	期 末	145,696	146,836
	期 中 平 均	147,388	147,359
預 金 積 金 (B)	期 末	324,136	327,858
	期 中 平 均	335,009	339,033
預 貸 率 (A) / (B)	期 末	44.94%	44.78%
	期 中 平 均	43.99%	43.46%

(注) 預金積金には譲渡性預金を含んでおります。

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸 出 金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和5年度	509	509	411	98	100.00	100.00	
	令和6年度	397	397	355	42	100.00	100.00	
危 険 債 権	令和5年度	4,362	4,185	3,781	403	95.93	69.48	
	令和6年度	3,831	3,647	3,370	276	95.18	59.98	
要 管 理 債 権	令和5年度	259	134	122	12	52.00	9.42	
	令和6年度	242	129	119	9	53.30	7.59	
三月以上延滞債権	令和5年度	－	－	－	－	－	－	
	令和6年度	－	－	－	－	－	－	
貸出条件緩和債権	令和5年度	259	134	122	12	52.00	9.42	
	令和6年度	242	129	119	9	53.30	7.59	
小 計 (A)	令和5年度	5,132	4,830	4,315	514	94.11	63.04	
	令和6年度	4,471	4,173	3,845	328	93.33	52.43	
正 常 債 権 (B)	令和5年度	141,932						
	令和6年度	143,678						
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和5年度	147,064						
	令和6年度	148,149						

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和5年度	1,404	—	—	—	1,036	10,784	—	13,224
	令和6年度	—	—	—	186	3,098	9,873	—	13,158
地 方 債	令和5年度	4,956	9,300	1,221	2,279	12,929	5,363	—	36,050
	令和6年度	8,856	1,425	1,740	3,035	12,511	5,342	—	32,912
社 債	令和5年度	3,995	9,813	7,329	4,332	6,368	3,875	—	35,715
	令和6年度	5,329	8,083	7,689	4,171	6,906	3,642	—	35,822
株 式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	531	531
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	392	392
外 国 証 券	令和5年度	599	598	592	2,539	1,430	1,880	3,090	10,731
	令和6年度	499	98	1,644	2,240	731	1,575	3,053	9,842
その他の証券	令和5年度	130	1,865	3,241	3,215	1,689	79	1,742	11,963
	令和6年度	493	1,811	3,501	3,397	490	82	1,612	11,388
合 計	令和5年度	11,086	21,578	12,384	12,366	23,454	21,983	5,364	108,217
	令和6年度	15,178	11,418	14,576	13,030	23,737	20,516	5,058	103,517

■有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	債	13,224	16,366	13,158	15,401
地 方 債	債	36,050	38,593	32,912	36,619
政 府 保 証 債	債	4,824	6,935	2,902	3,747
公 社 公 団 債	債	3,954	4,179	3,665	4,134
金 融 債	債	2,994	2,548	4,029	3,904
事 業 債	債	23,941	23,175	25,224	26,140
株 式	債	531	357	392	355
外 国 証 券	債	10,731	11,660	9,842	11,006
そ の 他 の 証 券	債	11,963	13,269	11,388	13,343
合 計	債	108,217	117,085	103,517	114,652

(注) 短期社債、新株予約権付社債および貸付有価証券の残高はありません。また、売買目的の有価証券はありません。

■預証率

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度
有 価 証 券 (A)	期 末	108,217	103,517
	期 中 平 均	117,085	114,652
預 金 積 金 (B)	期 末	324,136	327,858
	期 中 平 均	335,009	339,033
預 証 率 (A) / (B)	期 末	33.38%	31.57%
	期 中 平 均	34.94%	33.81%

■有価証券の時価情報

- (1) 売買目的の有価証券／該当する数字がございません。
(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式 債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,000	1,004	4	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,000	1,004	4	—	—	—
	その他(債券)	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,000	1,004	4	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式 債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,578	1,571	△ 7	5,635	5,379	△ 255
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,378	1,372	△ 6	5,315	5,068	△ 246
	その他(債券)	—	—	—	119	115	△ 4
	そ の 他	200	198	△ 1	200	195	△ 4
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		2,578	2,575	△ 3	5,635	5,379	△ 255

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

- (3) 子会社・子法人等株式で時価のあるもの／該当する数字がございません。
(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	423	287	135	252	166	85
	国 債	27,321	27,208	112	2,833	2,832	0
	地 方 債	1,601	1,597	4	—	—	—
	社 債	15,447	15,384	63	1,600	1,599	0
	その他(債券)	10,070	10,027	43	1,033	1,032	0
	そ の 他	200	200	0	200	200	0
	小 計	3,016	2,809	207	2,083	1,987	95
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	30,760	30,305	454	5,169	4,987	181
	国 債	30	31	△ 1	61	66	△ 5
	地 方 債	62,732	65,837	△ 3,104	80,214	86,531	△ 6,316
	社 債	11,622	12,873	△ 1,250	13,158	15,432	△ 2,273
	その他(債券)	18,224	18,907	△ 682	25,996	27,719	△ 1,722
	そ の 他	25,644	26,350	△ 705	34,669	36,273	△ 1,603
	小 計	7,240	7,707	△ 466	6,389	7,106	△ 716
合 計		12,026	13,395	△ 1,368	12,339	13,817	△ 1,478
		74,789	79,264	△ 4,474	92,615	100,415	△ 7,800
		105,550	109,570	△ 4,020	97,784	105,402	△ 7,618

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	令和5年度	令和6年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	10	10
非 上 場 株 式	68	68
組 合 出 資 金	10	19
信 金 中 金 出 資 金	1,929	1,929
合 計	2,017	2,026

■商品有価証券/該当する数字がございません。

■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引/該当する数字がございません。

■金銭の信託

運用目的、満期保有目的、その他の金銭の信託/該当する数字がございません。

■経費の内訳

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	1,471,194	1,486,970	1,478,446
報 酬 給 料 手 当	1,149,769	1,157,932	1,158,338
退 職 給 付 費 用	131,360	135,091	154,090
そ の 他	190,065	193,946	166,017
物 件 費	848,241	908,743	942,681
事 務 費	350,393	335,783	359,384
(うち旅費・交通費)	(4,716)	(4,670)	(5,089)
(うち通信費)	(45,618)	(42,232)	(43,749)
(うち事務機械賃借料)	(455)	(405)	(427)
(うち事務委託費)	(201,750)	(201,798)	(220,553)
固 定 資 産 費	208,217	231,367	249,008
(うち土地建物賃借料)	(55,739)	(59,070)	(59,745)
(うち保全管理費)	(109,202)	(116,364)	(124,660)
事 業 費	50,240	55,894	55,214
(うち広告宣伝費)	(16,495)	(18,592)	(16,527)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(26,950)	(30,012)	(31,119)
人 事 厚 生 費	17,043	17,131	16,889
減 価 償 却 費	173,133	218,955	212,859
そ の 他	49,213	49,611	49,325
税 金	103,520	103,524	109,439
合 計	2,422,956	2,499,238	2,530,566

〈役職員の報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、退職慰労金の算出にあたり、一定の基準を定めており、あらかじめ総代会において定められた基準による相当額の範囲内において、贈呈の時期・方法ともに理事については理事会に一任し、監事については監事会の協議に委ねることを決議しております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118百万円

(注) 1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「基本報酬」87百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。
なお、令和6年度の賞与の支払いは11百万円でした。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金と当年度に繰り入れた退職慰労引当金の合計額です。
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和6年度においては、対象職員等に該当するものではありませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫における経営上の重要性を勘案し決定しております。
該当するのは、空知しんきんビジネスサービス株式会社1社です。
3.「同等額」は、令和6年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



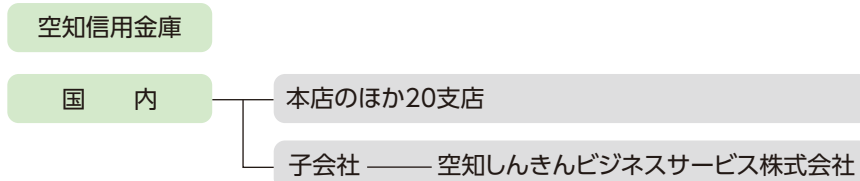
連結財務諸表

空知信用金庫と子会社空知しんきんビジネスサービス(株)との連結会計報告です。

■当金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

【事業系統図】



■子会社の状況

(単位:百万円)

名 称	住 所	資本金	事業の内容	設立年月日	当 金 庫 の 議決権比率	子会社等の 議決権比率
空知しんきんビジネス サービス株式会社	岩見沢市3条西6丁目2-1	10	金庫業務事務等の受託	昭和62年12月1日	100.0%	—

■連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連 結 経 常 収 益	3,715	3,936	3,873	3,783	4,238
連 結 経 常 利 益	672	796	791	665	803
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	534	602	579	522	608
連 結 純 資 産 額	21,988	21,079	19,505	19,528	17,542
連 結 総 資 産 額	362,984	363,276	340,944	345,238	347,202
連 結 自 己 資 本 比 率	16.60%	16.73%	16.78%	17.03%	16.73%

■信用金庫法開示債権

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(10ページを参照ください)

■連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社:1社
主要な連結子会社の名称:空知しんきんビジネスサービス株式会社
主要な業務の内容:金庫業務事務等の受託
- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
制限等はありません

■連結貸借対照表

(単位:百万円)

(資産の部)	令和5年度	令和6年度
現金及び預け金	83,819	87,194
買入金銭債権	208	1,249
有価証券	108,207	103,507
貸出金	145,696	146,836
その他の資産	2,528	2,532
有形固定資産	3,423	3,299
建物	1,299	1,256
土地	1,758	1,758
その他の有形固定資産	365	283
無形固定資産	30	71
ソフトウェア	22	62
その他の無形固定資産	8	8
退職給付に係る資産	77	87
繰延税金資産	1,388	2,437
債務保証見返	479	411
貸倒引当金	△ 621	△ 425
資産の部合計	345,238	347,202

(単位:百万円)

(負債の部)	令和5年度	令和6年度
預金積金	324,103	327,828
その他の負債	734	985
役員賞与引当金	8	13
退職給付に係る負債	148	150
役員退職慰労引当金	168	184
債務保証損失引当金	0	0
その他の引当金	66	84
債務保証	479	411
負債の部合計	325,710	329,659
(純資産の部)		
出資	755	741
利益剰余金	21,680	22,259
処分未済持分	△0	△ 1
会員勘定合計	22,436	22,999
その他の有価証券評価差額金	△ 2,907	△ 5,456
評価・換算差額等合計	△ 2,907	△ 5,456
純資産の部合計	19,528	17,542
負債及び純資産の部合計	345,238	347,202

(注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たりの純資産額は11,854円24銭であります。
※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

■連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
利益剰余金期首残高	21,188,911	21,680,519
利益剰余金増加高	522,449	608,844
親会社株主に帰属する当期純利益	522,449	608,844
利益剰余金減少高	30,841	30,202
配当金	30,841	30,202
利益剰余金期末残高	21,680,519	22,259,161



■連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,783,439	4,238,759
資 金 運 用 収 益	3,225,575	3,535,461
貸 出 金 利 息	2,157,120	2,288,392
預 け 金 利 息	261,972	400,412
有 価 証 券 利 息 配 当 金	767,934	803,962
そ の 他 の 受 入 利 息	38,548	42,694
役 務 取 引 等 収 益	416,548	458,239
そ の 他 業 務 収 益	45,020	23,698
そ の 他 経 常 収 益	96,295	221,361
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	36,265	89,788
償 却 債 権 取 立 益	6,195	11,172
そ の 他 の 経 常 収 益	53,834	120,400
経 常 費 用	3,117,985	3,435,418
資 金 調 達 費 用	18,778	218,618
預 金 利 息	17,402	217,399
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	797	695
そ の 他 の 支 払 利 息	578	524
役 務 取 引 等 費 用	290,360	309,094
そ の 他 業 務 費 用	224,048	164,831
経 費	2,497,962	2,530,451
そ の 他 経 常 費 用	86,834	212,421
貸 出 金 償 却	2,993	15,593
そ の 他 の 経 常 費 用	83,841	196,828
経 常 利 益	665,453	803,341
特 別 利 益	—	1,667
固 定 資 産 処 分 益	—	1,667
特 別 損 失	5,675	371
固 定 資 産 処 分 損	5,675	371
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	659,777	804,637
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	130,956	195,533
法 人 税 等 調 整 額	6,372	259
法 人 税 等 合 計	137,328	195,793
当 期 純 利 益	522,449	608,844
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	522,449	608,844

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益額は413円15銭であります。
※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱)

自己資本の構成に関する開示事項	18
定性的な開示事項	18
自己資本調達手段の概要	18
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
オペレーショナル・リスクに関する項目	21
信用リスク管理の方針及び手続の概要	21
信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要	30
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	30
証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
金利リスクに関する事項	32
定量的な開示事項	20
自己資本の充実度に関する事項	20
信用リスクに関する事項	21
信用リスク削減手法に関する事項	30
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	30
証券化エクスポージャーに関する事項	31
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	31
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	32
金利リスクに関する事項	32
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	33



自己資本の充実の状況

新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）による開示について

バーゼルⅢとは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した国際的に業務を展開する銀行の健全性を維持するための新たな自己資本比率規制のことです。国内基準行についてもバーゼルⅢを踏まえ、平成26年3月期より、自己資本の質の向上等の見直しが図られた新たな自己資本比率規制が適用されました。

この、新自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づいて、当金庫の自己資本の構成等自己資本の充実の状況について情報開示いたします。

(1) 自己資本の構成に関する事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金のほか、当金庫が利益より積み立てている利益剰余金等で構成されています。なお、連結対象に含まれる子会社は「そらちしんきんビジネスサービス株式会社」1社です。

新国内基準（バーゼルⅢ）

■単体自己資本比率表

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,389	22,945
うち、出資金及び資本剰余金の額	755	741
うち、利益剰余金の額	21,663	22,242
うち、外部流出予定額(△)	30	36
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	179	187
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	179	187
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	22,568	23,132
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	50
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	22	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	56	62
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	78	113
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) / (ハ)	22,490	23,018
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	125,721	131,974
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,413	5,724
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	132,135	137,698
単体自己資本比率		
単体自己資本比率((ハ) / (ニ))	17.02%	16.71%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■連結自己資本比率表

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	22,405	22,962
うち、出資金及び資本剰余金の額	755	741
うち、利益剰余金の額	21,680	22,259
うち、外部流出予定額(△)	30	36
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	179	187
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	179	187
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,585	23,149
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	50
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	22	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	56	62
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	78	113

項 目	令和5年度	令和6年度
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	22,506	23,035
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	125,711	131,964
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	6,413	5,724
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	132,125	137,688
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	17.03%	16.73%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%の4倍以上と大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散されております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	単 体				連 結			
	リスク・アセット等		所要自己資本額		リスク・アセット等		所要自己資本額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	125,721	131,974	5,028	5,278	125,711	131,964	5,028	5,278
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	118,917	124,076	4,756	4,963	118,907	124,066	4,756	4,962
ソブリン向け	309	298	12	11	309	298	12	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,039	17,921	601	716	15,039	17,921	601	716
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		868		34		868		34
法人等向け	23,204	23,019	928	920	23,204	23,019	928	920
中小企業等向け及び個人向け	34,561		1,382		34,561		1,382	
中堅中小企業等向け及び個人向け		10,910		436		10,910		436
トランザクター向け		181		7		181		7
抵当権付住宅ローン	304		12		304		12	
不動産取得等事業向け	25,468		1,018		25,468		1,018	
不動産関連向け		47,719		1,908		47,719		1,908
自己居住用不動産等向け		18,345		733		18,345		733
賃貸用不動産向け		10,257		410		10,257		410
事業用不動産関連向け		18,793		751		18,793		751
その他不動産関連向け		324		12		324		12
劣後債権及びその他資本性証券等		602		24		602		24
三月以上延滞等	196		7		196		7	
延滞等向け		1,398		55		1,398		55
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		716		28		716		28
信用保証協会等による保証付	1,295	1,413	51	56	1,295	1,413	51	56
出資等	1,343		53		1,333		53	
出資等のエクスポージャー	1,343		53		1,333		53	
株式等		1,142		45		1,132		45
上記以外	17,194	18,933	687	757	17,194	18,933	687	757
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,522	7,246	260	289	6,522	7,246	260	289
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,126	2,126	85	85	2,126	2,126	85	85
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,545	6,207	141	248	3,546	6,207	141	248
上記以外のエクスポージャー	4,998	3,352	199	134	4,998	3,352	199	134
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,747	7,842	269	313	6,747	7,842	269	313
ルック・スルー方式	6,747	7,842	269	313	6,747	7,842	269	313
③CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	55	54	2	2	55	54	2	2
④中央清算機関関連エクスポージャー	0	1	0	0	0	1	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	6,413	5,724	256	228	6,413	5,724	256	228
BI		3,816				3,816		
BIC		457				457		
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額(イ+ロ)	132,135	137,698	5,285	5,507	132,125	137,688	5,285	5,507

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、農業信用基金協会、及び農業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

9. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)リスク・アセットの合計額(単体(連結)自己資本比率の分母の額)×4%

●オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスク等と定義し、当金庫では、「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

具体的には、システムリスク、事務リスク、リーガルリスク(法務リスク)、レピュテーション・リスク(風評リスク)、その他リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する「各リスク管理要領」「各種事務取扱要領」等を定め、オペレーショナル・リスク統括部署および各リスク管理担当部署がリスクを把握し、管理しております。

また、これらリスクの状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

自己資本関係の用語解説

用 語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
不動産関連向け	自己居住用不動産等向け、賃貸用不動産向け、事業用不動産関連向け、その他不動産関連向けを含む。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
標準的計測手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つ。オペレーショナル・リスク相当額＝事業規模要素(BIC)×内部損失乗数(ILM)。BIが千億円以下で所定の要件を満たさない場合、ILMに「1」を用いる。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心としつつ、一般貸倒引当金等を加えたものを言う。なお、市場換価性が低い無形固定資産や前払年金費用、また、繰延税金資産等はコア資本から控除される。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資業務規程」「融資審査基準」「リスク管理規程」および「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスク管理の評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、ストレステストによる信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、一連の信用リスク管理の状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議等といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定事務取扱要領」および「償却・引当金規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。



自己資本の充実の状況

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単体）

（単位:百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		三月以上延滞 エク スポージャー	延滞エク スポージャー
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国	内	345,736	333,079	146,273	147,309	92,214	92,101	543	4,471
国	外	3,508	3,007	—	—	3,508	3,007	—	—
地 域 別 合 計		349,245	336,087	146,273	147,309	95,723	95,108	543	4,471
製 造 業		8,947	8,968	3,344	3,364	5,602	5,603	—	239
農 業、林 業		1,842	1,801	1,821	1,786	21	15	5	27
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		135	114	135	114	—	—	—	1
建 設 業		18,243	17,889	16,642	16,094	1,601	1,795	194	504
電気・ガス・熱供給・水道業		6,935	7,343	234	312	6,700	7,031	—	—
情 報 通 信 業		830	956	429	455	400	500	—	252
運 輸 業、郵 便 業		6,896	7,127	3,502	3,332	3,393	3,794	—	390
卸 売 業、小 売 業		10,214	10,993	9,202	10,041	1,011	951	55	814
金 融 業、保 険 業		81,599	93,850	784	722	14,546	15,733	—	—
不 動 産 業		36,681	38,799	35,381	37,303	1,299	1,496	72	544
物 品 賃 貸 業		1,737	1,816	1,637	1,766	100	50	—	0
学術研究、専門・技術サービス業		543	569	543	569	—	—	—	39
宿 泊 業		536	564	536	564	—	—	—	85
飲 食 業		2,032	2,028	2,032	2,028	—	—	23	259
生活関連サービス業、娯楽業		625	758	625	708	—	50	21	64
教育・学 習 支 援 業		146	138	146	138	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉		5,875	5,678	5,875	5,678	—	—	12	212
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		7,300	7,909	7,070	7,609	230	300	34	303
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		95,412	82,028	21,453	18,819	60,815	57,784	—	—
個 人		34,871	35,899	34,871	35,899	—	—	124	732
そ の 他		27,837	10,850	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		349,245	336,087	146,273	147,309	95,723	95,108	543	4,471
1 年 以 下		39,385	27,668	11,361	10,706	10,422	14,003		
1 年 超 3 年 以 下		33,240	43,659	8,617	6,180	18,623	8,279		
3 年 超 5 年 以 下		23,969	36,984	10,337	12,944	8,131	10,039		
5 年 超 7 年 以 下		42,814	37,924	22,691	19,763	8,223	8,661		
7 年 超 10 年 以 下		54,649	53,408	16,955	16,635	20,693	22,772		
10 年 超		104,699	110,264	70,770	74,611	29,628	31,352		
期間の定めのないもの		50,486	26,177	5,539	6,466	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		349,245	336,087	146,273	147,309	95,723	95,108		

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エクスポージャー
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国	内	345,726	333,070	146,273	147,309	92,214	92,101	543	4,471
国	外	3,508	3,007	—	—	3,508	3,007	—	—
地 域 別 合 計		349,235	336,077	146,273	147,309	95,723	95,108	543	4,471
製 造 業		8,947	8,968	3,344	3,364	5,602	5,603	—	239
農 業、林業		1,842	1,801	1,821	1,786	21	15	5	27
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		135	114	135	114	—	—	—	1
建設業		18,243	17,889	16,642	16,094	1,601	1,795	194	504
電気・ガス・熱供給・水道業		6,935	7,343	234	312	6,700	7,031	—	—
情報通信業		830	956	429	455	400	500	—	252
運輸業、郵便業		6,896	7,127	3,502	3,332	3,393	3,794	—	390
卸売業、小売業		10,214	10,993	9,202	10,041	1,011	951	55	814
金融業、保険業		81,599	93,850	784	722	14,546	15,733	—	—
不動産業		36,681	38,799	35,381	37,303	1,299	1,496	72	544
物品賃貸業		1,737	1,816	1,637	1,766	100	50	—	0
学術研究、専門・技術サービス業		543	569	543	569	—	—	—	39
宿泊業		536	564	536	564	—	—	—	85
飲食業		2,032	2,028	2,032	2,028	—	—	23	259
生活関連サービス業、娯楽業		625	758	625	708	—	50	21	64
教育・学習支援業		146	138	146	138	—	—	—	—
医療・福祉		5,875	5,678	5,875	5,678	—	—	12	212
その他のサービス業		7,300	7,909	7,070	7,609	230	300	34	303
国・地方公共団体等		95,412	82,028	21,453	18,819	60,815	57,784	—	—
個人		34,871	35,899	34,871	35,899	—	—	124	732
その他の		27,827	10,840	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		349,235	336,077	146,273	147,309	95,723	95,108	543	4,471
1 年 以 下		39,385	27,668	11,361	10,706	10,422	14,003		
1 年 超 3 年 以 下		33,240	43,659	8,617	6,180	18,623	8,279		
3 年 超 5 年 以 下		23,969	36,984	10,337	12,944	8,131	10,039		
5 年 超 7 年 以 下		42,814	37,924	22,691	19,763	8,223	8,661		
7 年 超 10 年 以 下		54,649	53,408	16,955	16,635	20,693	22,772		
10 年 超		104,699	110,264	70,770	74,611	29,628	31,352		
期間の定めのないもの		50,476	26,168	5,539	6,466	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		349,235	336,077	146,273	147,309	95,723	95,108		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。*

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております



自己資本の充実の状況

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※「貸倒引当金の内訳」につきましては、9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	39	29	29	26	－	－	39	29	29	26	－	－
農 業 、 林 業	7	16	16	3	－	14	5	1	16	3	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	0	－	0	－	－	－	0	－	0	－	－
建 設 業	10	37	37	34	8	－	1	37	37	34	－	3
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	50	47	47	40	－	－	50	47	47	40	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	1	22	22	21	－	－	1	22	22	21	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	133	112	112	88	－	23	133	88	112	88	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	98	51	44	27	－	5	67	46	44	27	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	2	1	1	30	－	－	2	1	1	30	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	0	－	0	－	－	－	0	－	0	－	－
教 育 ・ 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉	151	153	153	25	－	62	151	91	153	25	－	11
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	23	22	22	16	9	－	14	22	22	16	－	－
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	5	5	12	4	－	－	38	4	12	4	－	－
合 計	524	501	501	318	17	106	506	395	501	318	2	15

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。



■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
(単体)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,533	－	4,533	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,474	300	22,474	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,593	－	53,593	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,989	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,993	－	2,440	－	244	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	86,818	4,000	86,818	580	17,921	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,609	4,000	2,609	580	868	27
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,079	4,454	39,802	715	23,019	57
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,065	24,723	17,599	935	10,910	59
トランザクター向け	－	18,886	－	500	181	36
不動産関連向け	66,179	－	65,852	－	47,719	73
自己居住用不動産等向け	33,441	－	33,357	－	18,345	55
賃貸用不動産向け	13,426	－	13,336	－	10,257	77
事業用不動産関連向け	18,732	－	18,612	－	18,793	101
その他不動産関連向け	579	－	545	－	324	59
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	602	－	602	－	602	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,052	47	1,044	7	1,398	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	752	－	751	－	716	95
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,315	7	24,315	0	1,413	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,142	－	1,142	－	1,142	100
合計					105,156	



自己資本の充実の状況

(連結)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	4,533	－	4,533	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,474	300	22,474	300	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	1,000	－	1,000	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,593	－	53,593	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,989	－	545	－	54	10
我が国の政府関係機関向け	3,993	－	2,440	－	244	10
地方三公社向け	1,098	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	86,818	4,000	86,818	580	17,921	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,609	4,000	2,609	580	868	27
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,079	4,454	39,802	715	23,019	57
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,065	24,723	17,599	935	10,910	59
トランザクター向け	－	18,886	－	500	181	36
不動産関連向け	66,179	－	65,852	－	47,719	73
自己居住用不動産等向け	33,441	－	33,357	－	18,345	55
賃貸用不動産向け	13,426	－	13,336	－	10,257	77
事業用不動産関連向け	18,732	－	18,612	－	18,793	101
その他不動産関連向け	579	－	545	－	324	59
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	602	－	602	－	602	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,052	47	1,044	7	1,398	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	752	－	751	－	716	95
取立未済手形	69	－	69	－	13	20
信用保証協会等による保証付	24,315	7	24,315	0	1,413	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,132	－	1,132	－	1,132	100
合計					105,146	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単体)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	45%	50%	60%
	令和6年度										
現金	4,533	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,774	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	83,583	—	3,514	—	—	—	—	300	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,481	—	1,408	—	—	—	—	300	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	13,994	—	—	—	—	—	—	9,269	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—
不動産関連向け	—	—	1,503	750	4,962	2	474	2,235	2,333	2,035	1,400
自己居住用不動産等向け	—	—	1,503	750	3,130	2	—	2,235	—	2,035	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,831	—	474	—	2,333	—	854
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,184	14,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	92,085	17,118	99,150	750	8,477	2	474	2,235	2,833	11,628	1,400

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	合 計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,533
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,774
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,593
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,440
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,398
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,189
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	400	10,179	—	6,674	—	—	—	—	40,518
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	17,285	—	—	748	—	—	—	—	18,534
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
不動産関連向け	27,343	856	—	1,647	—	6,991	13,043	271	—	65,852
自己居住用不動産等向け	23,693	6	—	—	—	—	—	—	—	33,357
賃貸用不動産向け	—	850	—	—	—	6,991	—	—	—	13,336
事業用不動産関連向け	3,650	—	—	1,647	—	—	13,043	271	—	18,612
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	602	—	602
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	151	—	—	877	—	1,051
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	751	—	—	—	—	751
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,316
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,142	1,142
合計	27,343	18,542	10,179	1,647	8,326	6,991	13,043	1,751	1,142	325,126



自己資本の充実の状況

(連結)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	40%	45%	50%	60%
	令和6年度										
現金	4,533	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,774	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	83,583	—	3,514	—	—	—	—	300	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,481	—	1,408	—	—	—	—	300	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	13,994	—	—	—	—	—	—	9,269	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—
不動産関連向け	—	—	1,503	750	4,962	2	474	2,235	2,333	2,035	1,400
自己居住用不動産等向け	—	—	1,503	750	3,130	2	—	2,235	—	2,035	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,831	—	474	—	2,333	—	854
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	10,184	14,132	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	92,085	17,118	99,150	750	8,477	2	474	2,235	2,833	11,628	1,400

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	70%	75%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	合 計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,533
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,774
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,593
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,440
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,398
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,189
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	400	10,179	—	6,674	—	—	—	—	40,518
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	17,285	—	—	748	—	—	—	—	18,534
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
不動産関連向け	27,343	856	—	1,647	—	6,991	13,043	271	—	65,852
自己居住用不動産等向け	23,693	6	—	—	—	—	—	—	—	33,357
賃貸用不動産向け	—	850	—	—	—	6,991	—	—	—	13,336
事業用不動産関連向け	3,650	—	—	1,647	—	—	13,043	271	—	18,612
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	602	—	602
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	151	—	—	877	—	1,051
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	751	—	—	—	—	751
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,316
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	1,132	1,132
合計	27,343	18,542	10,179	1,647	8,326	6,991	13,043	1,751	1,132	325,117

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター社 (R&I)

■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額 (単体)		エクスポージャーの額 (連結)	
	令和5年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	106,353	—	106,353
10%	—	21,238	—	21,238
20%	19,153	80,243	19,153	80,243
35%	—	895	—	895
50%	10,872	251	10,872	251
75%	—	45,798	—	45,798
100%	600	50,896	600	50,886
150%	—	101	—	101
250%	—	4,027	—	4,027
合 計	30,627	309,807	30,627	309,797

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位: 百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額 (単体)				エクスポージャーの額 (連結)			
	令和6年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	220,668	5,007	32	218,060	220,668	5,007	32	218,060
40%～70%	44,759	19,197	11	45,441	44,759	19,197	11	45,441
75%	19,575	5,800	11	18,542	19,575	5,800	11	18,542
85%	10,745	1,654	20	10,179	10,745	1,654	20	10,179
90%～100%	9,991	2,837	14	9,973	9,991	2,837	14	9,973
105%～130%	20,127	—	—	20,034	20,127	—	—	20,034
150%	1,751	36	18	1,751	1,751	36	18	1,751
250%	1,142	—	—	1,142	1,132	—	—	1,132
合計	328,761	34,532	15	325,126	328,751	34,532	15	325,117

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をするとともに、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等が該当します。当金庫が扱う主な保証には、政府保証と同様な地方公共団体保証付の他、適格格付機関から高格付を付与されたしんきん保証基金保証付等があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	770	2,266	10,687	14,225	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便法を用いています。
※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

信用リスク関係の用語解説

用 語	解 説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。 金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。 ただし、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクの対応として、取引相手を限定し、適切なリスク管理を行っております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配はありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切に管理されております。

また、同時決済取引については、長期決済期間取引は該当ありません。

■派生商品取引の額

■担保の種類別の額

■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

単体、連結ともに該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当金庫は、証券化取引において、オリジネーターとしてではなく、専ら投資家として参入しています。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM会議または常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」や「余資運用方針」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な会計処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、29ページに記載した格付機関と同様です。

●オリジネーターの場合

単体、連結ともに該当ありません。

●投資家の場合

単体、連結ともに該当ありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、信金中金出資金、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM会議または常務会に諮り投資継続の是非を協議するなどの適切なリスク管理態勢としております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」や「余資運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

(単体)

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,678	1,678	1,329	1,329
非 上 場 株 式 等	2,018	—	2,027	—

(連結)

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,678	1,678	1,329	1,329
非 上 場 株 式 等	2,008	—	2,017	—



自己資本の充実の状況

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	49	92
売 却 損	104	92
償 却	—	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	222	83

※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単体、連結ともに該当ありません。

市場リスク関係の用語解説（※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの）

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト＋アドオン。
派生商品取引	(＝デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,077	27,400
マंडレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

●銀行勘定の金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来収益に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改を想定した期間損益シミュレーションによる損益への影響度等を、リスク管理委員会やALM会議または常務会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

また、金利・株価・為替の変動要因の影響を受けて、当該資産・負債が被る最大損失額を統計的手法(VaR)により算定しており、VaR計測システムの妥当性を検証するために、その後の市場変動による実際の損失額をVaR計測値と比較するバックテストも行っております。

なお、リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理を行っております。

金利リスク算定の基準は、以下の2つの定義に基づいて算定しております。

■金利リスク (IRRBB) の算定基準の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期: 2.626年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期: 10年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提

預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金の残高および滞留期間は内部モデルを用いて推計しています。内部モデルは、預金者の人格別(個人・一般法人・公金等)に残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴に合わせた推計式を用いて将来残高を算出し満期を割り当てています。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場に対する当金庫の預金金利の追従率を考慮しております。

- ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、異通貨の集計にあたっては通貨間の相関を考慮し、通貨毎の Δ EVEを集計しています。

- ・スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金は過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ・前事業年度末からの変動に関する説明

令和6年度の Δ EVEは、令和5年度対比で1,256百万円減少しております。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の Δ EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、十分な自己資本額を確保しており、金利リスク顕在時においても国内基準の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	7,670	6,414	403	416
2	下方パラレルシフト	Δ 7,938	Δ 6,468	Δ 128	Δ 251
3	スティープ化	5,153	4,097		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,670	6,414	403	416
8	自己資本の額	22,490	23,018	22,490	23,018

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

金利リスク関係の用語解説

用語	解説
IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Bookの略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定のポジションに影響を与えることによる、銀行の資本および損益に対する現在ないし将来生じる恐れのあるリスクをいう。
Δ EVE	IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
Δ NII	IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

■VaR (バリュー・アット・リスク) による算定基準の概要

- ・計測手法 分散共分散法
- ・計測対象 「資金運用勘定」
- ・算定方法 保有期間120日、観測期間3年間、信頼区間99%
- ・リスクの計測頻度 月次(前月末基準)
- ・バックテスト 6ヵ月後

■VaRによる銀行勘定の市場リスク

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
金利リスク	4,876	5,552
為替リスク	177	190
価格変動リスク	826	846
市場リスク	4,982	5,580

(注) 市場リスクは、リスク量の二重計上を排除するために、金利・為替・価格変動リスク等の相関関係を考慮しておりますので、各リスクの合計額と一致していません。
※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

(10) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

リスク管理方針

1 信用リスク

信用リスクとは、一般的には貸出先の倒産等によって元利金の一部またはその全部が回収できなくなるリスクであるが、より広義には信用供与先(貸出先等)の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金庫が損失を被るリスクをいう。ALM上、また損益状況を勘案し、適切なリスクテイクを行う。

最低所要自己資本比率管理上の手法は「標準的手法」とし、信用リスク管理上は、原則として不良債権比率・大口与信先状況・信用集中状況・潜在リスク等をモニタリングするものとする。なお、定期的にストレステストを行う。

2 市場リスク

市場リスクとは金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク要因の変動によって保有する資産(オフバランス資産を含む。)の価値が変動し、金庫が損失を被るリスクをいう。

この中には、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスク等がある。また、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金庫が損失を被るリスク、いわゆるカントリー・リスク(トランスファー・リスクともいう。)を含む。

市場リスク管理の手法としては市場VaR、銀行勘定の金利リスク(IRRB)については金利ショックに対する銀行勘定が有する資産・負債の経済的価値の変動および金利ショックに対する期間収益の変動を計測し、モニタリングする。なお、定期的にストレステストを行う。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。

(2) 為替リスク

保有する外貨建資産・負債の相違により為替相場が変動した時に為替差損が生じ、損失を被るリスクをいう。

(3) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、債券や株式等の有価証券の価格の変動に伴って資産価格が減少ないし損失を被るリスクをいう。

(4) 市場性信用リスク等

有価証券の価格変動には発行体の信用リスクも影響する。「1. 信用リスク」とは区分して市場リスクに市場性信用リスク等を算定する。

3 流動性リスク

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされたりすることによって金庫が損失を被るリスクをいう。

また、この中には資金決済が不能になることによる決済リスクを含むものとする。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク等、以下のリスクをいう。リスク量の測定は、標準的計測手法とする。

(1) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備やコンピュータセキュリティインシデント等に伴い、金庫や顧客が損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより、金庫や顧客が損失を被るリスクをいう。

(2) 事務リスク

事務リスクとは、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫または当金庫の子法人等が被るリスクをいう。

(3) リーガルリスク(法務リスク)

リーガルリスクとは、狭義には当金庫または当金庫の子法人等に対する提訴等により損害賠償責任などが生じ当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいうが、広義にとらえコンプライアンス・リスクを含むものとする。

(4) レピュテーションリスク(評判リスク)

当金庫または当金庫の子法人等に対する些細な苦情や風評に端を発して、信用の低下を招いて当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいう。

(5) その他リスク

上記1・2・3および4(1)～(4)以外のリスク。

コンプライアンス態勢

1 コンプライアンス態勢

当金庫は、皆様の大切な預金をお預りし、地域のお客様へのご融資を通じて地域経済の発展に貢献するという協同組織金融機関としての社会的責任や公共的使命を果たすための前提となる、法令等遵守を指すコンプライアンス態勢を確立しています。

2 空知信用金庫行動規範

私たちは、金融の円滑化を通じて、利用者保護という公共的使命と広く地域経済、社会の発展に貢献していくという社会的責任を負っている。

このことから、高い自己規律に基づいた健全な業務運営を行い、地域からの一層の信頼を確立するため、行動規範を定めるものとする。

①信用金庫のもつ公共的使命と社会的責任を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時

の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

④経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

⑤従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

⑥資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

⑦信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

⑧社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

3 反社会的勢力に対する基本方針

私たちは、空知信用金庫行動規範第8項の下、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり定め、これを遵守します。

①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の本部各部および全ての営業店には、北海道公安委員会が実施する不当要求防止責任者講習を受講し登録した不当要求防止責任者を配置しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

空知信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を統括責任者に任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3 リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じた追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5 疑わしい取引の届出

営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6 経済制裁及び資産凍結の措置

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を断絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、マネロン等対策において業務指導管理部門による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店、ATMにおける掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの苦情及び紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または本部で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。

- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の本部統括部署へお申し出ください。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務人事部にご相談ください。

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務人事部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫総務人事部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

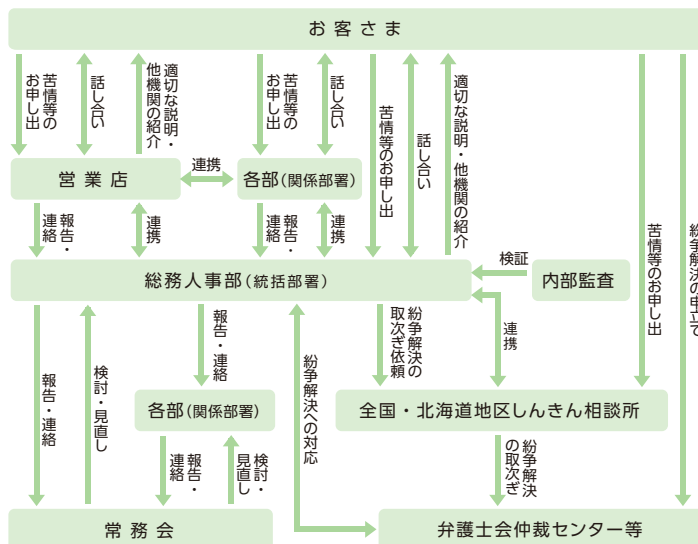
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受 付 日 時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00

- ⑥ 当金庫の苦情・紛争への対応方針

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務人事部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務人事部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

《苦情等への取組み体制の概要》



顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益の保護および利便性の向上の重要性を十分に認識し、以下の事項を定めて遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

■顧客保護等管理方針に係る基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底します。

- (1) お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って取引または商品の説明および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- (2) お客さまからの相談または苦情につきましては、適切かつ十分に対応いたします。
- (3) お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するために適切な措置を講じることにより安全に管理いたします。
- (4) お客さまとの取引に関連する業務を外部委託する場合は、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
- (5) お客さまとの取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともにお客さまからの信頼を向上させるよう努めます。
- (6) その他、お客さまの利益の保護や利便性の向上のための業務を適切に管理するよう努めます。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引」をいいます。

■当金庫は、顧客保護等管理に関し必要に応じた内部管理規程を制定するとともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、改善活動に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

空知信用金庫（理事長：熊尾憲昭 本店所在地：岩見沢市3条西6丁目2番地1）は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

■個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- ① 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
<例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- ② 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

■個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等、口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用致しません。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種のご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項および個人番号の正確性確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭備え付けのポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

■個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

■個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、当金庫所定の用紙により受け付けることとさせていただきます。また、所定の手数料をお支払いいただきます。

・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

■個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

・当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

・個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。

- ・取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- ・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- ・アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- ・キャッシュカード、ローンカードの発行・発送に関わる事務
 - ・出資配当金通知書の発送に関わる事務
 - ・情報システムの運用・保守に関わる事務

7 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報—等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問や、苦情の申し立てにつきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

空知信用金庫 総務人事部
住所／〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1
電話番号／(0126) 24-1165 FAX／(0126) 22-2595

9 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1 当金庫は、当金庫がお客さまと行う以下に定める取引を対象として利益相反管理を行います。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 2 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 3 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規定

等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

- 4 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

10 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 - 2 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
 - 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 - 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 - 5 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
- (注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び、「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

11 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 1 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 2 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 3 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 4 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険・一時払終身保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ。））
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。

① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者1人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます。）を、次の金額以下に限定させていただきます。

・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円

・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

① 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円

② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円

③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】
※合計1万円

④ 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】
※合計40万円

- 5 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 6 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。】

空知信用金庫 総務人事部
住所／〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1
電話番号／(0126) 24-1165 FAX／(0126) 22-2595

S 共済募集指針

当金庫は、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集に努めてまいります。

- ・当金庫は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ・当金庫は、共済の募集に際して、お客さまに引受共済団体名をお知らせするとともに、共済契約の引受け、共済金等のお支払いは共済団体が行うこと、その他引受共済団体が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- ・当金庫は、取扱共済商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ・当金庫の取り扱う共済商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や共済金額等に制限が課せられています。
 - (1) 共済契約者・被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている共済商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が共済契約者となる共済の契約につきましては、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金合計額(以下「共

済金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する共済金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する共済金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式)：1共済事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる場合は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1共済事故につき20万円【特定の疾病に限られる場合は40万円】※合計40万円

- ・当金庫は、ご契約いただいた共済契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談内容によりましては、引受共済団体所定の連絡窓口へご案内、または共済団体と連携してご対応させていただくことがございます。

- ・当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

【共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。】

空知信用金庫 総務人事部 電話番号：0126-24-1165

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時



ディスクロージャー誌発行にあたって

この冊子は、皆様に安心してお取り引きしていただけるよう、当金庫の業務内容や業績について解かりやすく紹介しております。

信用金庫法で定められた開示項目さくいん

1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	情報編 21
(2)理事・監事の氏名及び役職名	情報編 21
(3)会計監査人の名称	5
(4)事務所の名称及び所在地	情報編 22
2.金庫の主要な事業の内容	情報編 21

3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	情報編 3
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	情報編 3
②経常利益	情報編 3
③当期純利益	情報編 3
④出資総額及び出資総口数	情報編 3
⑤純資産額	情報編 3
⑥総資産額	情報編 3
⑦預金積金残高	情報編 3
⑧貸出金残高	情報編 3
⑨有価証券残高	情報編 3
⑩単体自己資本比率	情報編 3
⑪出資に対する配当金	情報編 3
⑫役員数	情報編 3
⑬職員数	情報編 3
⑭会員数	情報編 3

(3)直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	6
イ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	6
ウ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	6
エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	6
オ.受取利息及び支払利息の増減	6
カ.総資産経常利益率	6
キ.総資産当期純利益率	6
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	7
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	7
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	8
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	8
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	8
エ.使途別の貸出金残高	8
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	9
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	10

④有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高	12
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高	11
ウ.有価証券の種類別の平均残高	11
エ.預証率の期末値及び期中平均値	11

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	34
(2)法令遵守の体制	34
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	情報編 6
(4)金融ADR制度への対応	35

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	1
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から ④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに順ずる債権	10
②危険債権	10
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	10
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	10
⑤正常債権	10
(3)自己資本の充実の状況	17
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	12
②金銭の信託	12
③デリバティブ取引	12
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	9
(6)貸出金償却の額	9
(7)法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査	5

6.報酬等に関する事項

(1)役職員の報酬体系について	13
-----------------	----

(連結)

1.金庫及びその子会社等の概況

(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	14
(2)金庫の子会社等に関する事項	14
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	14
3.金庫及びその子会社等の連結会計年度における財産の状況	15

金融再生法で定められた開示項目

金融再生法開示債権	10
-----------	----

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)開示項目さくいん

「自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項」(告示)

1.自己資本の構成に関する開示事項	18
2.定性的な開示事項	18
3.定量的な開示事項	20



植物油インキを使用しております。

情報編は、店舗または当金庫ホームページにてご覧いただけます。
ホームページ： <https://www.shinkin.co.jp/sorachi/>
※右記QRコードから、当金庫ホームページにアクセスが可能です

